

簡易公募型に準じた競争入札方式（最低価格方式）に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和2年7月1日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 石浜 康賢

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和2年度南風原バイパス用地測量（その1）業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務の目的：本業務は、南部国道事務所が施行する一般国道329号南風原バイパス工事に伴い用地取得のために必要となる土地の範囲及び面積を確定させることを目的に用地測量等を行うものである。
- (3) 業務内容：主な業務内容は以下のとおりである。
 - ①現地踏査
 - ②公図等の転写
 - ③地積測量図転写
 - ④土地の登記記録調査
 - ⑤建物の登記記録調査
 - ⑥権利者確認調査
 - ⑦公図等転写連続図作成
 - ⑧復元測量
 - ⑨境界確認
 - ⑩土地境界確認書作成
 - ⑪補助基準点の設置
 - ⑫境界測量
 - ⑬用地境界仮杭設置
 - ⑭境界点間測量
 - ⑮面積計算
 - ⑯用地実測図原図作成
 - ⑰用地現況測量（建物等）
 - ⑱用地平面図作成
 - ⑲土地調書作成
- (4) 履行期間 契約締結の翌日～令和2年11月5日
- (5) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (7) 本業務は低入札により受注した場合、当該業務については表彰の対象としない試行業務である。

- (8) 本業務は、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (9) 本業務は、予定価格が500万円を超えて1,000万円以下の業務においては、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成31・32年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 「測量法」（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定による「測量業者」の登録を受けていること。
- (6) 本業務の申込者は、別途発注済みの「令和2年度南部国道改築関係資料整理（その1）業務（受託者：一般社団法人沖縄しまたて協会）」の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元を含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣を含む）において関連がない者であること。
- (7) 沖縄県内に本店を有していること。

2-2. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民

事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合。

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3. 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2-8-14

内閣府沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電話：098-861-2337

FAX：098-868-1429

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び交付方法

入札説明書は電子入札ダウンロードシステムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記3.（1）にて交付する。）

交付期間：令和2年7月1日（水）から令和2年8月12日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和2年7月8日(水) 17時00分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時00分(必着)

提出場所：紙入札方式による場合は上記3.(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)すること。

(5) 入札並びに開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局南部国道事務所経理課契約係に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは令和2年8月12日(水) 17時00分まで。(必着)

持参による場合の締め切りは令和2年8月12日(水) 17時00分まで(必着)。

開札日時：令和2年8月13日(木) 14時00分

開札場所：沖縄総合事務局 南部国道事務所 入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が500万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申し込みを行った者を落札者とする可能性がある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 本業務は、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するための対策として、第三者照査の実施の義務づけを行うものである。なお、内容

については、入札説明書によるものとする。

- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (9) 配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。(詳細は入札説明書による。)
- (10) 詳細は入札説明書による。